

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
会議名 (審議会等名)	平成30年度 第3回嬉野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会		
開催日時	平成31年1月31日(木) 14:00～15:00		
開催場所	嬉野市役所 塩田保健センター 2階会議室		
傍聴の可否	㊦ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	犬尾委員、古河委員、坂口委員、池田委員、樋口委員、 谷口委員、栗山委員、古賀委員、瀬戸口委員、藤山委員、 藤田委員、蒲原委員	
	事務局	市長、市民福祉部長、健康づくり課長 同課副課長、同課主査	
	その他		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	第3回嬉野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
議 題	第1号 平成31年度嬉野市国民健康保険税率の諮問及び答申について		
内 容			
諮問	事務局	(資料確認) 県の確定係数が1月25日に提示されたため、資料が当日配布になった旨の説明。	
	市長	(市長あいさつ)	
	会長	(会長あいさつ) (平成31年度の国民健康保険税率について市長から協議会へ諮問書の提出)	
	市長	平成31年度国民健康保険税率の医療分、後期支援金分及び介護納付金分についてはいずれも現行どおりに据え置くものとしたいが貴職の意見を伺う。	
審議経過	会長	慎重に審議してまいりたいと思います。 (会長あいさつ)	
	事務局	(税務収納課長あいさつ)	
	事務局	(会議成立の報告) (会議録署名委員の選任) 今回の署名委員は被保険者代表が藤田委員、保険医代表が栗山委員でよろしいでしょうか。	

審議経過	<p style="text-align: center;">《異議なし》</p> <p>事務局 第1号議案『平成31年度嬉野市国民健康保険税率について』 第2号議案の『平成31年度嬉野市国民健康保険特別会計予算（案）』 関連するためあわせて説明。</p> <p>国の財源が確定し、25日金曜日に県より確定係数での各市町の標準保険税率が示されました。現行税率と比較すると医療分・後期分・介護分を合計しても所得割で0.55%、均等割で1,795円、平等割で5,253円高い標準保険税率・税額が示されています。</p> <p>税率上昇の要因は、国の普通調整交付金の額の減少や、前期高齢者交付金精算分の納付金の増です。</p> <p>前期高齢者交付金の精算は、平成32年度以降は県単位になるため、市町への影響がなだらかになります。</p> <p style="text-align: center;">（標準保険税率について）</p> <p>県の示す標準保険税率は、そのとおりに賦課すれば、各市町の国保会計は収支均衡がとれる仕組みです。</p> <p>また市から県への納付金は、医療費指数や31年度の被保険者数、所得見込から算定され、県全体で必要な納付金が、各市町の所得や被保険者・世帯数規模で按分されます。ですから、当市のように高い医療費水準であれば、本来もっと高い税率でなければ収支均衡が取れませんが、市単独で運営を行う場合より県全体での相互扶助により税率が低く抑えられています。また、当市では精神疾患にかかる医療費が高くその影響分を緩和するため、国より他市町に比べると高い特別調整交付金が交付されており、これは税率を下げる要因として働いています。</p> <p style="text-align: center;">（モデルケースを使った具体例、県内状況について）</p> <p>今回の標準税率を県内すべての市町が反映させた場合は、所得割率で6位、均等割では9位、平等割では1位となる予定です。</p> <p style="text-align: center;">（31年度の予算案について）</p> <p>県の見込む31年度の被保険者数・世帯数を基に、現行の税率で据え置いた場合の、31年度歳入・歳出の予算（案）を説明。</p> <p>『財政安定化基金貸付金』は新規に計上。市町の財源に不足が生じた際に、県の基金より借入を行う制度です。予算を計上しており現時点では繰越金が未確定のためその財源を補う財源として計上しています。</p> <p style="text-align: center;">（県内保険税率一本化について）</p> <p>今後9年かけて統一を目指しますが、現時点では具体的な到着地点が</p>
------	---

審議経過	事務局	<p>定まっていないため、今後単年度的に県の示す税率に合わせ続けることができるのか、中長期的な税率改正の計画を立て検証する必要があるため、県に目標とする9年後の税率を提示してほしいとの要望をしています。今後加入者への税の公平性をはかるために、安易に税率に賦課するのではなく、医療費の適正化や、徴収体制強化による未申告者に対する申告勧奨、軽減税率適用の徹底などの適正な課税に努めるとともに、滞納者への差押えの強化などによる収納率向上など、自主財源の確保をすることが安定的な国保事業の運営に繋がると考えています。</p> <p>答申に際して、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただければと思います。</p>
	会長	<p>市長から31年度の保険税率は据え置きたいという諮問をいただきましたので、ご意見をお願いします。</p>
	委員	<p>予算関係で、県補助金の普通交付金とありますが、確実にできるものでしょうか。</p>
	事務局	<p>医療費に係る交付金財源を30年度以降は県の方が賄うもので、すべて医療費にかかった実績額が交付されます。</p>
	会長	<p>標準保険税率というのは県の方から示した税率ですので、据え置きという諮問を受けて、現行の税率をどうするか、結論を出さないといけません。いかがでしょうか。</p>
	委員	<p>歳入の国保税は標準保険税率での試算ですか。</p>
	事務局	<p>現行税率で計上しています。税率をあげないと諮問していますので、31年度も上がらない前提です。</p>
	委員	<p>標準税率は強制ではないんですよね。いずれは必ず合わせないといけないんですか。</p>
	事務局	<p>標準税率は自治体の医療費や被保険者数などを見込んで提示されます。ただ絶対それに必ず合わせなければならないということではなくて、それを参考にして各市町村が決定するということです。</p>
委員	<p>いずれ一本化をされるんですよね</p>	

審議経過	事務局	はい。9年後の2027年度に佐賀県内で統一された税率・税額で決定することが、仮目標として設定されています
	委員	現行の税率と標準保険税率の乖離が大きい自治体があれば、そのせいで県全体の税率があがることもあるんですよ。例えば、今年据え置くとして、来年度、再来年度に急激にそのしわ寄せがぼんとくるということはないですか。
	事務局	県全体に影響します。県自体が将来の一本化への基準を示していないので、どこと比べていいのか見えにくい状態です。嬉野市がどの水準で県の税率に近づければよいかははっきり見えないところです。
	委員	合わせなくてよくて安ければ安いほどちはいいんでしょうが、税込ですから歳入と支出のバランスをとらないといけませんよね。決算の数字を見ても、一般会計からの繰入があつての数字ですので。裕福な基金があるわけではないし、その点を考えると無条件の据え置きには疑問です。例えば目標として徴収率を何パーセントあげるなどの考えがないと。無条件というのはいかがなものかと。
	事務局	繰入れは法定の一般会計の繰入金です。来年度は一般会計から法定外繰入金は入れず剰余金で対応できるので、31年度は据え置きの判断で提示をしています。国保の県単位化による財政一本化がはじまったばかりですので今年度、来年度の決算状況をみながら、来年度から将来的な税率改定の本格的な議論をいたします。
	委員	平成30年度の歳入で、予算からすると決算見込み額が上がっているのはなぜですか。収納率は悪いそうですが。
	事務局	主な要因は国保の方の所得が見込み額よりも多かったことです。
	委員	わかりました。国保加入者の所得額が低くなったというイメージが強かったんですけど、まだまだ所得額があつたということですね
	事務局	予算編成時には、歳入欠陥に陥らないよう、固くみているところがあります。
会長	1号議案の税率についてご説明、ご質問がありました。 当初事務局から説明があつた今年度の収支残高見込みを考慮し、今年度は据え置きたいとの考え方が示されています。	

審議経過		<p>当協議会としても据え置きという形で持っていきたいなど、他の市町も当初はされるのではないかと。31年度具体的な情報がでてくると思いますので、今回は諮問を受けて当協議会でも据え置きでいこうという考えを、私は持っていますが、皆さんいかがでしょうか。</p>
	委員	<p>はい。 よいと思います。</p>
	会長	<p>ありがとうございました。それでは、1号議案の保険税率につきましては据え置きという形で承認いただきました。</p> <p>(1号議案を協議会は承認。また、税率据え置きを反映した第2号議案平成31年度 嬉野市国民健康保険特別会計予算案を協議会は承認した)</p>
	会長	<p>当協議会からの答申は、据え置きにしたいという形での答申です。ただし、据え置くだけでは意味がありませんので、当協議会から要望事項をあげています。収納率の向上と、医療費の適正化、それから制度改革への対応。この3つの項目をあげています。</p> <p>答申の手続きは私に一任していただいでよいでしょうか。</p>
	委員	<p>《異議なし》 (会長に一任)</p>